

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（医務薬務課） 1

規 則

北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第56号

北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「から第3号まで」を「及び第2号」に改め、同条第3項中「、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているもの」を削り、「条例第3条第1項に」を「同項に」に改め、同条第4項中「、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されることが見込まれるもの」を削る。

第4条中「第6条第1項」を「第5条第1項」に、「から第5項まで及び第7項から第9項まで」を「、第3項、第5項、第6項、第9項、第10項及び第12項」に改める。

第5条中「第7条第1項第3号」を「第6条第1項第3号」に改める。

第6条中「第8条第1項第1号及び第2号」を「第7条第1項第1号及び第2号」に改める。

附則第2項中「第6条第1項第2号」を「第5条第1項第2号」に改める。

附則第3項中「第6条第1項第3号」を「第5条第1項第3号」に改める。

附則第10項中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第9項中「前項」を「附則第10項」に、「附則第7項」を「附則第9項」に、「この項」を「この項及び次項」に改め、同項を附則第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 前項の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成30年6月30日までの間に、医療法施行規則第55条の2第1項の規定により再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合には、前項中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。

附則第8項中「第8条第1項第1号及び第2号」を「第7条第1項第1号及び第2号」に、「この項」を「この項及び次項」に、「次項」を「次項から附則第13項まで」に改め、同項を附則第10項とし、同項の次に次の1項を加える。

11 前項の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成30年6月30日までの間に、医療法施行規則第54条の2第1項の規定により再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合には、前項中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。

附則第7項の前の見出しを削り、同項中「第8条第1項第1号及び第2号」を「第7条第1項第1号及び第2号」に改め、同項を附則第9項とし、同項の前に見出しとして「（療養病床を有する診療所の従業者の員数に関する経過措置）」を付する。

附則第6項中「第7条第1項第2号から第4号まで」を「第6条第1項第2号から第4号まで」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第5項の見出しを削り、同項中「第6条第1項第2号及び第3号」を「第5条第1項第2号及び第3号」に、「この項」を「この項及び次項」に改め、同項を附則第6項とし、同項の前に見出しとして「（療養病床を有する病院の従業者の員数に関する経過措置）」を付し、同項の次に次の1項を加える。

7 前項の規定の適用を受ける病院の開設者が、平成30年6月30日までの間に、医療法施行規則第53条の2第1項の規定により再び特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出た場合には、前項中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。

附則第4項中「第6条第1項第2号」を「第5条第1項第2号」に改め、同項を附則第5項とし、附則第3項の次に次の1項を加える。

4 前2項の適用を受ける病院の開設者が、転換を行おうとして、医療法施行規則第52条の2第1項の規定により平成30年6月30日までの間に、再びその旨を知事に届け出た場合には、前2項中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。